

公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化について(概要)

公的職業訓練の効果的な実施のため、各都道府県の関係機関(都道府県、都道府県労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発施設等)がこれまで連携を図ってきたところ、更なる連携強化に取り組むよう、平成26年9月29日付けで各関係機関に通知を发出。

1. 関係機関の連携体制の強化

・地域訓練協議会等の合議体の更なる活用

(公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定するなど、訓練コースの設定等を関係機関間で十分に調整)

・雇用対策協定の締結の推進(自治体、機構と労働局との間で公的職業訓練に関する雇用対策協定の締結を推進)

2. 公的職業訓練ニーズの把握及びニーズを踏まえた適切な訓練コースの設定

・訓練ニーズ及び求職者の希望の体系的な提供(ハローワークが把握する情報の訓練コースの設定等への活用)

・産業政策等を踏まえた訓練コースの設定

3. 適切な受講あっせんの推進

・公的職業訓練への誘導(ハローワークの相談窓口における訓練が必要な者に対する受講勧奨等)

・訓練受講者の就職状況等の共有(関係機関間で就職状況等を取得・共有)

・就職可能性を踏まえた受講あっせん(訓練コースの就職実績等を踏まえた受講あっせんの実施)

・公的職業訓練の周知(公的職業訓練コースについての体系的提供)

・ハローワーク職員の専門性の向上(施設見学会等の積極的実施)

4. 公共職業訓練(離職者訓練)受講者に対する就職支援

・公共職業能力開発施設における就職支援の強化(ハローワークと連携し、施設が就職活動日を設定等)

・公共職業能力開発施設とハローワークとの間での個別の就職状況の共有

・都道府県に配置された巡回就職支援指導員等を通じた連携の強化

・ハローワークにおける就職支援の強化(訓練修了時未就職者への積極的就職支援等)